

子会社の設立及び事業譲渡並びに合弁会社設立に関するお知らせ

JNC株式会社（東京都千代田区、社長：山田敬三 以下、「JNC」という。）は、2020年11月24日付で開催された取締役会において、有機EL材料の開発、販売を行う子会社の設立及び同子会社への有機EL材料事業（製造機能を除く）の移管、設備のリース、並びにSK Materials Co., LTD.（本社：大韓民国慶尚北道、以下、「SKM」という。）との出資による有機EL材料の販売を行う合弁会社設立に関する契約（以下、「合弁契約」という。）の締結について決議しましたことをお知らせいたします。

記

1. 子会社設立の目的及び概要

JNCは技術優位性を有している青色ドーパント及びその周辺材料の開発を進めておりますが、急成長を続ける有機ELディスプレイ市場の要求に応えるため、意思決定と材料開発のスピードアップを図り、有機EL材料の事業拡大を目的に有機EL材料事業に特化した子会社を設立し、JNCが保有する有機EL材料事業（製造機能を除く）を同子会社へ移管し、当社グループが所有する当該事業で使用する設備をリースすることといたしました。

なお、当該子会社はSKMとの合弁会社の傘下に入り、韓国パネルメーカーへの対応を強化してまいります。

2. 設立する子会社の概要（予定）

① 商号	SK JNC JAPAN 株式会社
② 事業内容	有機EL材料の研究、開発、日本国内顧客への販売
③ 本店所在地	千葉県市原市五井海岸5-1
④ 代表者	代表取締役 姜 洸賢
⑤ 資本金	設立時0.5百万円（増資後340百万円）（予定）
⑥ 設立年月日	2020年12月（予定）
⑦ 決算期	12月31日
⑧ 出資比率	JNC100% ※合弁手続き完了後、合弁会社の100%子会社となるためJNC49%、SKM51%となります。

3. 事業譲渡の概要

譲渡の内容：①SJJに対して、JNCが保有する有機EL材料事業（製造機能を除く）

②合弁会社に対して、有機EL材料事業に関するJNCが保有する特許及び商権

4. 合弁会社設立の目的

SKMで設立するSKM新会社（SK JNC株式会社、以下、「SK JNC」という。）へ、合弁契約等に基づき、今回設立するSK JNC JAPAN株式会社（以下、「SJJ」という。）の全株式及びJNCが保有する有機EL材料事業に関する特許、商権を売却した上で、有機EL材料事業に関するJNC及びSKM両社の経営資源を融合させ、ディスプレイ市場における両社のそれぞれの強みを生かし、事業価値の拡大及び市場変化に対する適応力、顧客対応力の向上を図ることを目的に合弁会社（SK JNC株式会社、以下、「SK JNC」という。）として設立する予定です。

なお、SJJの株式譲渡及び特許、商権の売却代金を対価として、SK JNCの株式の49%をJNCが

取得する予定です。

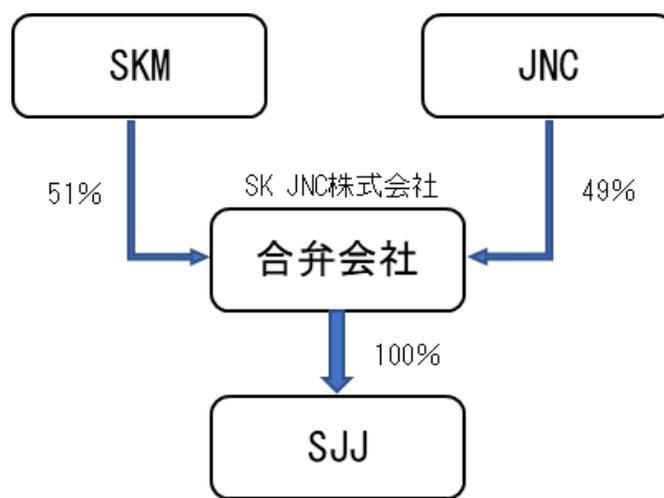
5. 設立する合弁会社の概要（予定）

（1）概要

① 商号	SK JNC 株式会社
② 事業内容	有機 EL 材料の研究、開発、製造、販売
③ 本店所在地	大韓民国京畿道華城市
④ 代表者	代表理事 金 洙玄
⑤ 資本金	4.79 億ウォン
⑥ 設立年月日	2021 年 1 月（予定）
⑦ 決算期	12 月 31 日
⑧ 出資比率	JNC49% SKM51%

（2）合弁会社設立に係る資本関係図

合弁会社（JNC49%、SKM51%） ---SK JNC JAPAN 株式会社（合弁会社の 100%子会社）



6. 合弁相手先の概要

① 商号	SK Materials Co., LTD.	
② 事業内容	半導体、ディスプレイ、太陽電池などの中核素材の生産、販売	
③ 本店所在地	大韓民国慶尚北道榮州市可興工団路 59-33	
④ 代表者	代表理事 イ・ヨンウク	
⑤ 資本金	5,274 百万ウォン	
⑥ 設立年月日	1982 年 11 月 10 日	
⑦ 上場先	KOSDAQ（1999 年 12 月上場）	
⑧ 業績	売上高 7,722 億ウォン、純利益 1,433 億ウォン	
⑨ 当社との関係等	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

7. 日程

① 取締役会決議日	2020 年 11 月 24 日
② 新会社設立	2020 年 12 月（予定）
③ 合弁契約締結日	2020 年 11 月 24 日（予定）
④ 合弁会社設立日	2021 年 1 月（予定）

本件に関するお問合せ

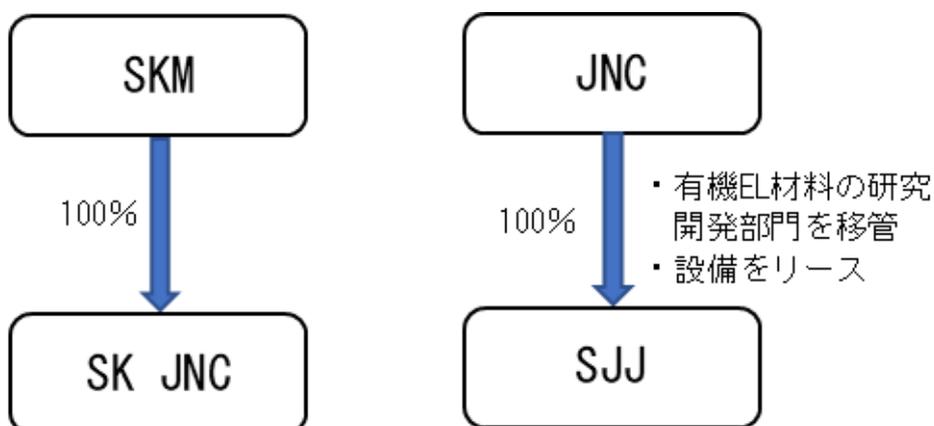
JNC 株式会社 総務部 TEL : 03-3243-6370 E-mail : kouhou@jnc-corp.co.jp

以上

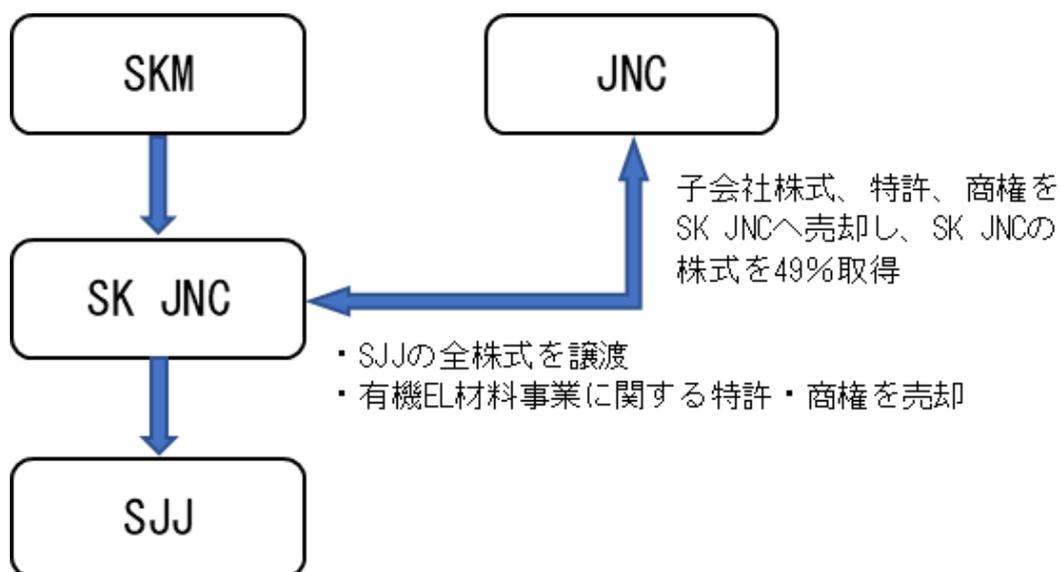
《参考》子会社への事業譲渡及び合併会社設立スキーム

(1) SKM 及び JNC がそれぞれ子会社を設立。

JNC は SJJ 設立後、SKM 新会社設立のタイミングで SJJ を増資し、それと同時に有機 EL 材料事業（製造機能を除く）の移管及び当社グループが所有する同事業に関する設備のリースを行う。



(2) JNC は SJJ の全株式及び特許、商権を SK JNC へ売却し、その売却代金で SK JNC の株式の 49%を取得し、SKM 新会社を SKM と JNC の合併会社（SK JNC）とする。合併手続き完了後、当社グループが所有する有機 EL 材料事業に関する設備を SJJ へリースする。



以 上